

京都府地域防災計画（一般計画編等）の修正概要について

1 国の防災基本計画の修正（平26.11.28）に伴う修正（災害対策基本法の改正関係）

- 災害時に、土木事務所長は、緊急通行車両の通行の確保のため必要な場合、放置車両等の移動命令又は自ら移動を行う。
- 警察本部長は道路管理者に対する放置車両等の移動等を要請できる。

2 防災会議専門部会等を踏まえた修正

(1) 京都府戦略的地震防災対策推進部会関係

○ 第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランの策定

- ・ 第二次京都府戦略的地震防災対策指針を策定し、今後10年間（平成27年度～36年度）で、住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させることを減災目標として設定。また、目標達成のため、6つの政策目標等を設定。
- ・ 指針の実行計画として、第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランを策定。

(2) 地域防災の見直し部会関係

○ 津波浸水想定の設定

- ・ 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省他）の報告に基づき、府として津波浸水想定を実施。
- ・ 公表された市町村ごとの最大津波高を記載。

(3) 女性視点での防災対策意見交換会関係

○ 意見交換会における意見の反映

- ・ 災害時における事業継続のための従業員の参集に当たり、従業員の家庭環境等を考慮すること。

3 府の施策を踏まえた修正

(1) 大規模災害時における物資の輸配送の手順を整理

- ・ 発災直後は、必要物資を府の備蓄倉庫から市町村が定める集配地に直接搬送。

(2) 水防警報河川（20河川）、水位周知河川（7河川）を順次追加指定

(3) 災害拠点病院の新規追加

- ・ 京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、洛和会音羽病院、京都医療センター、宇治徳洲会病院

4 指定地方公共機関の追加

- WILLER TRAINS株式会社を追加指定（京都丹後鉄道を運行）

5 関係機関による修正等

- 地震発生時の列車運行上の措置の見直し
- 異常気象時における高速道路通行規制基準の見直し

6 その他時点修正等